

# 令和3年度 集団指導

## ～障害児系サービス編～

### ～対象サービス～

- ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援

練馬区 福祉部

指導検査担当課 障害福祉サービス検査係



# 説明内容

- 1 人員に関する基準
- 2 給付費の算定に関する事項
- 3 非常災害対策
- 4 関係法令等



# 1 人員に関する基準

# 【人員基準】 ※「児童発達支援センター」「医療型児童発達支援」を除く

サービス種別	人員等
<b>児童発達支援 放課後等デイサービス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者</li> <li>・ 児童発達支援管理責任者</li> <li>・ 児童指導員または保育士（※1人以上は常勤）</li> <li>・ 機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合）</li> <li>・ 看護職員（医療的ケアを行う場合）</li> </ul>
<b>児童発達支援 放課後等デイサービス</b>  <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; display: inline-block;">             主に重症心身障害児を 通わせる場合           </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者</li> <li>・ 児童発達支援管理責任者</li> <li>・ 児童指導員または保育士</li> <li>・ 機能訓練担当職員</li> <li>・ 看護職員</li> <li>・ 嘱託医</li> </ul>
<b>保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者</li> <li>・ 児童発達支援管理責任者</li> <li>・ 訪問支援員</li> </ul>

※ 児童指導員等の配置については、事前に勤務表を作成し適正な人員配置を行う。

# 人員基準 【児童指導員または保育士】

## 児童発達支援・放課後等デイサービス

※「児童発達支援センター」  
「主に重症心身障害児を通わせる場合」  
を除く

- ・ 障害児が10人まで ⇒ 2人以上
- ・ 障害児が10人を超える時  
⇒ 2人に、障害児数が10人を超えて5人またはその端数を増すごとに1人を加えた数以上
- ・ 1人以上は常勤
- ・ 機能訓練担当職員の数を含めることができる。ただし 基準配置人員の半数以上を児童指導員または保育士とする。

- 児童指導員とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条の規定に該当する者
- 保育士については、保育士証の写しの提出が必要
- 令和3年4月省令改正で、**障害福祉サービス経験者**は、基準人員から**除外**。  
ただし令和3年3月以前に指定を受けた事業所のみ、令和5年3月末まで経過措置あり。



# 人員基準 【訪問支援員】

## 保育所等訪問支援

- 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- 児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、心理指導担当職員等  
〔 障害児支援に関する知識および相当の経験を有する者  
かつ集団生活適応のための専門的支援の技術を有する者 〕

## 居宅訪問型児童発達支援

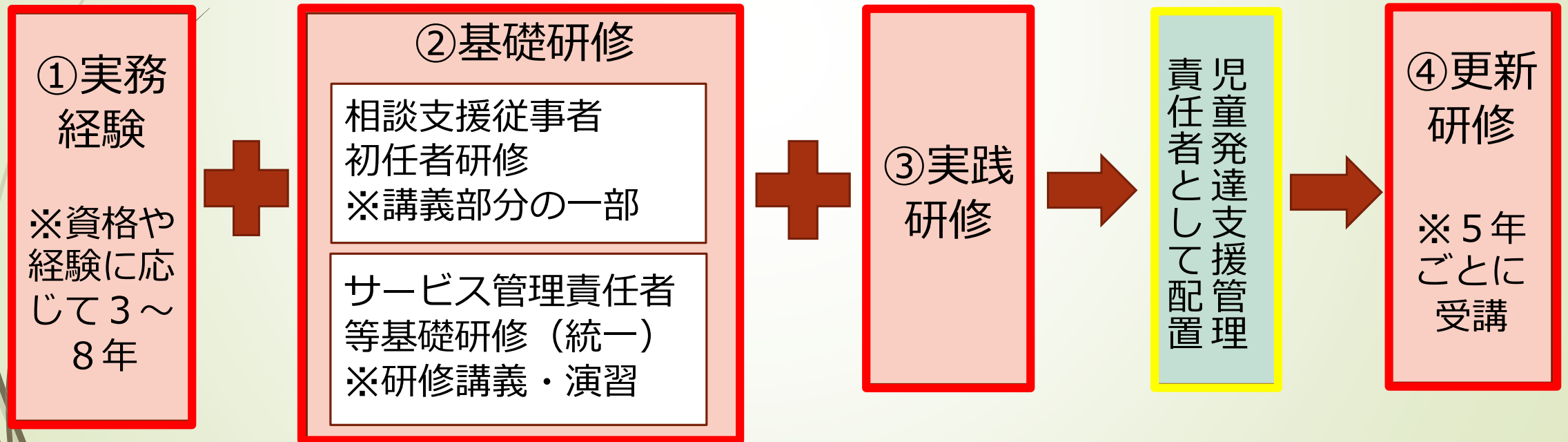
- 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、保育士、児童指導員、心理指導担当職員で、障害児の直接支援業務に3年以上従事した者

### ※ 多機能型事業所の場合

児童発達支援や放課後等デイサービスの基準を超えて配置している人員が「訪問支援員」を兼務することや、基準人員であっても、サービス提供時間外に兼務することは可能

# 人員基準 【児童発達支援管理責任者】

- 事業所ごとに1人以上配置（1人以上は常勤かつ専任。保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援では、1人は専ら当該事業所の職務に従事すること。）
- 実務経験を満たし、研修の受講が必要。H31年4月から新体系による研修開始。
- ※ H31年3月までの旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要



※【資料 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて】参照

## 2 給付費の算定に関する事項

- (1) 児童指導員等加配加算
- (2) 福祉専門職員配置等加算(I)~(Ⅲ)
- (3) 送迎加算



# (1) 児童指導員等加配加算

※ 基準人員に加えて、下記の加配人員①～③のうち、いずれかを1名以上配置（常勤換算）

【児童発達支援、放課後等デイサービス】

基準人員



加配人員1名以上

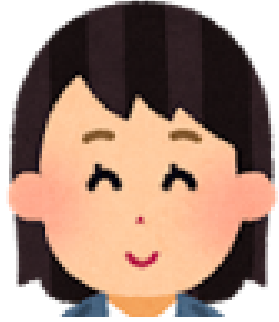
加配人員	
① 理学療法士等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士</li><li>・ 心理療法の技術を有する従業者（注1）</li><li>・ 視覚障害者の生活訓練の技術者養成研修修了者等（注2）</li></ul>
② 児童指導員等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童指導員</li><li>・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了指導員</li><li>・ 重度訪問介護従事者養成研修行動障害支援課程修了指導員</li><li>・ 行動援護従事者養成研修修了指導員</li><li>・ 手話通訳士および手話通訳者</li></ul>
③ その他の従業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 上記①、②以外の直接処遇職員</li></ul>

(注1) 大学で心理学またはこれに相当する課程を専修し卒業した者で、個人および集団心理療法の技術を有する者（※ 公認心理師、臨床心理士または臨床発達心理士）

(注2) 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科を履修した者、またはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者養成研修修了者

# 例えば…

## 例1



① 理学療法士

常勤換算 0.5



① 作業療法士

常勤換算 0.5

常勤換算 1.0

報酬単価 高

加配人員

① 理学療法士等

## 例2



② 児童指導員

常勤換算 0.7



③ 指導員

常勤換算 0.3

常勤換算 1.0

報酬単価 低

加配人員

③ その他の従業者

## (2) 福祉専門職員配置等加算 (I) ~ (III)

【対象サービス】  
 児童発達支援  
 放課後等デイサービス

加算	【児童発達支援、放課後等デイサービス】	割合
(I)	常勤配置している <b>児童指導員等</b> の総数のうち、右記の者の割合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉士</li> <li>・ 介護福祉士</li> <li>・ 精神保健福祉士</li> <li>・ 公認心理師</li> </ul>	35%以上
(II)		25%以上
(III)	以下のうち、どちらかに該当 A 常勤換算による <b>児童指導員、保育士等</b> の総数のうち、 常勤の割合 <span style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">注：実人数ではなく、常勤換算法による割合</span> B 常勤配置している <b>児童指導員、保育士等</b> のうち、 3年以上従事している者の割合	A: 75%以上  B: 30%以上

- 加算 I、II の児童指導員等…児童指導員、共生型児童発達支援（放課後等デイサービス）従事者
- 加算 III の児童指導員、保育士等…児童指導員、共生型児童発達支援（放課後等デイサービス）従事者、保育士

## (3) 送迎加算

【対象サービス】  
児童発達支援  
放課後等デイサービス

### 【共通項目】

- 居宅等または学校等 ⇔ 事業所等との間の送迎を行った場合に算定
- ただし、利用者の利便性を考慮し、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎も可能（事前に保護者の同意を得て、場所を定めておくこと）
- 同一または隣接する敷地内の送迎の場合は、所定単位の70%を算定

① 重症心身障害児以外・医療的ケアなし（片道54単位）

② 重症心身障害児以外・医療的ケア体制あり（片道54+37単位）

※ **医療的ケア区分**に応じた基本報酬を算定している事業所が、**喀痰吸引等**が必要な障害児に対し**看護員**を伴い送迎する場合

③ 重症心身障害児（片道37単位）

※ 運転手以外に**基準上置くべき職員**の中で直接支援業務に従事する者を1名以上配置している旨をあらかじめ届出のうえ、送迎する場合



# トピックス ～放課後等デイサービスの職員による 送迎中のわいせつ行為事件～

※ R3年11月の新聞記事によると、新聞社による全国調査では、H29～R3年度に少なくとも職員25人が39人の子供にわいせつ行為をした疑い

地域	事件概要	判決
関東地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40歳代の男性職員が知的障害のある女兒らにわいせつ行為。</li> <li>・ 送迎車に添乗員として勝手に乗り込み、運転席の後ろで女兒の下半身に触れ、動画を撮影。帰宅した女兒が両親に伝え、発覚。</li> <li>・ なお、別の女兒3人にもわいせつ行為をしていたことも判明。</li> </ul>	懲役7年
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30歳代の男性職員が知的障害などのある少女3人にわいせつ行為をし、その様子を動画で撮影。</li> <li>・ 約1年半にわたって犯行を重ねた。</li> </ul>	懲役12年
石川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男性職員が、7～11歳の障害のある女兒6人にわいせつ行為を繰り返していた。</li> </ul>	懲役7年





# 3 非常災害対策

## 指摘事例 非常災害対策

条例：第51条  
(準用 第76条)

### 【主な指摘事項】

- × 防災性能を有するカーテンが設置されていない。
- × 避難経路に避難の支障となる荷物が置かれている。



➡ 事業所に設置するカーテンやじゅうたん等は、防災性能を有するものを設置してください。

(赤字の **防 災** マークのついているもの)



➡ 避難経路には物を置かず、避難スペースを確保してください。

# 参考：避難経路の確保について



階段



ろうか・避難口

【札幌市ホームページより抜粋】

## 4 関係法令等①

### ～法令～

- 児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則

### ～指定基準・運営基準～

- 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例【[都条例第 139号](#)】
- 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則【[都規則 第167号](#)】

### ～解釈通知等～

- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について【[障発第0330第12号](#)】

## 4 関係法令等②

### ～報酬告示～

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準【[厚生労働省告示第122号](#)】

### ～留意事項通知～

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【[障発第0330第16号](#)】

### ～参考～

- 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き 令和2年10月  
(厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室)
- 放課後等デイサービスガイドラインについて  
(平成27年4月1日障発第0401第2号)
- 児童発達支援ガイドラインについて  
(平成29年7月24日障発第0724第1号)



ご視聴ありがとうございました